

富山市告示第 236 号



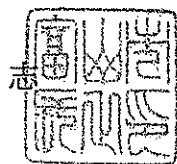
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり本市の字の名称及び区域を変更及び廃止するので、同条第 2 項の規定により、告示する。

上記の処分は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)の規定による神通川流域第 3 次地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 20 年 5 月 9 日

富山市長 森 雅



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「新保」に編入する区域			
	大字名	字名	地番	
富山市	別名	源田	390番から392番まで、393番1、393番2、394番1、394番2、395番から397番まで、398番1、399番1、407番1、408番から410番まで、411番1、411番2、412番1、412番2、413番から415番まで、424番から438番まで	
	任海	株原割	919番3の一部	
	友杉	入江割	1216番1	

上記の区域内にある国有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「任海」に編入する区域			
	大字名	字名	地	番
富山市	新保		57番の一部	
	中野割		365番2、365番3	

上記の区域内にある国有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	新保	小豆田割	349番2、350番1、350番4 、351番、352番、353番2、 354番1、354番2、354番3 、355番、356番2、357番1
		中野割	363番1、364番1、364番2 、365番1、365番4、374番 2、374番3、374番4、374 番5、374番6、374番7、37 5番1、375番2、375番3、3 75番4、377番、378番2、3 78番6、378番9、378番10 、378番11、378番16、37 8番17、380番2
	任海	株原割	919番1、919番2、919番3 の一部、919番4、919番5

上記の区域内にある国有地の全部を含む。